

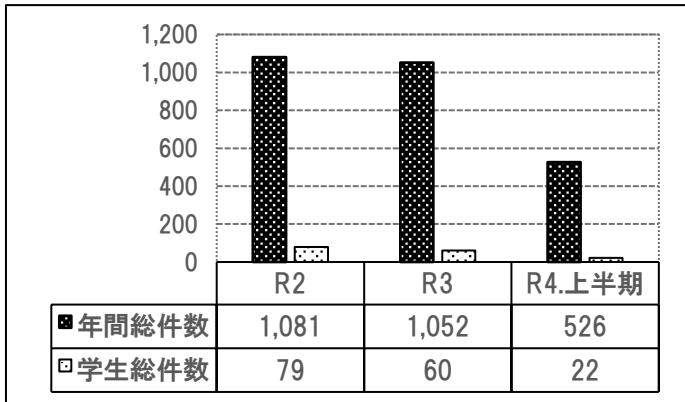
消費生活センターニュース 第23号



クウとかいな

消費者トラブル注意報

【図1】草津市相談件数



消費生活センターでは、事業者と消費者の間で起こった契約に関するトラブルのご相談をお受けしています。

【図1】は過去3年間の年間相談件数と、その中でも小学生以上の7歳から20歳代までの学生の消費者トラブルにあった相談件数です。R4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあり、18歳、19歳学生の消費者被害が増加するかと懸念していましたが、学生からの相談件数22件のうち5件の被害相談となりました。18歳が成年になって結んだ契約は未成年者取消権が使えなくなります。契約成立後は簡単には取り消せないため注意が必要です。

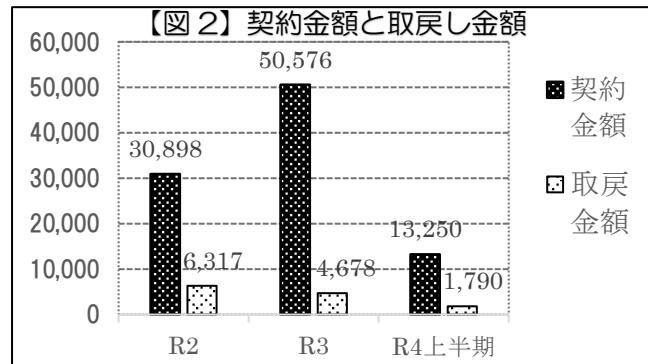
悪質商法に気を付けていただきたいのは若者や高齢者だけではありません。最近ではマッチングアプリから自称外国人経営者と出会い、結婚資金のためと投資に誘われるという「ロマンス投資詐欺」の相談が増えつつあります。投資に回すお金が底をつくと相手との連絡も途絶えるというものです。出会い系やマッチングアプリ等で知合った相手の指示で投資するのは危険なのでやめましょう。

【図2】は、令和4年上半期にセンターが「あっせん」「助言」「未然防止」等で取り戻した金額を示しています。センター介入で取り戻せた金額は約1,790万円となりました。

R4年度上半期の契約総額が約1億3,250万円でしたので、契約金額全体の約1割以上をセンターが支援し取り戻せました。しかしながら、最近の消費者被害は、SNS上から誘導されて契約するケース多く、契約書やどのように勧誘されたのか等、分からないケースが増えています。契約は慎重にしましょう！！



消費者被害防止キャンペーン



コロナ禍ではありましたが、5月の消費者月間イベントを関係者の皆様のご協力で開催することができました。

令和4年4月1日からは18歳が成年年齢になったことから、悪質な事業者の手口に惑わされないよう、具体的な若者の消費者被害について、県や市のキャラクターと一緒に、会場一体となった参加型のクイズや弁護士の解説も交え学ぶことができました。